

生徒心得

学校は、先生の指導のもとに生徒が自主的に、積極的に努力して学業を完成するところである。共同生活は、相互の錬磨によってその目的を助ける重要な働きをする。

生徒は真理を探求し、正義を実現するために、心身を錬磨し、強い意志を作り、学校愛を根幹として社会性を養わなければならない。自己に対しては厳しく、友に対しては寛容、学問に対しては謙虚に、指導に対しては敬と礼を尽くすことが望ましい。以下、特に守らねばならない心得をあげて指針とする。

A 本校生徒として守るべき事項

1 服装について

(1) 本校指定の制服は以下の通りです。

男子 (正装)	女子 (正装)
ブレザー ズボン ネクタイ 白ワイシャツ	ブレザー スカート リボン 白ワイシャツ
*白ワイシャツはどこで購入してもかまわない *夏服期間(6~9月)は上着を着なくてもよい *正装からネクタイ・リボンを除いたものを略装という *女子はスラックスとネクタイの着用も可	

(2) 着用の注意

登下校時の服装は、正装でも略装でも自由ですが、10~12月、1月~5月は、登下校時にブレザーを着用します。

常に節度を保ち、周囲の人に不快感を与えない

ように正しい着用を心がけましょう。決められたものさえ身につけていればよいというわけではありません。

スカートの長さ等を改造しないこと。

(3) 正装で必ず登校，参加する行事 等

以下は正装で出席すること

ア) 入学式，始業式，終業式，修了式，卒業式

イ) 学校からの指示があった場合
(講演会や校外行事等)

(4) 防寒のための服装

ア) ブレザーの下に着用できるもの

・セーター，ベスト，カーディガンで制服に合ったもの

・ネクタイ・リボン等の結び目が見えるもの

イ) ブレザーの上に着用できるもの

・華美にならず，制服に合ったもの

ウ) その他

・白ワイシャツやブレザーは必ず着用すること。

・スウェット，ハーフパンツの着用は禁止です。

・フードつきのパーカーやセーター等の着用をしてはいけません。

(5) その他の規定

① 頭髪に手を加えてはいけません。

(染髪，脱色，パーマ，エクステンション 等)

② 化粧やアクセサリー類の使用をしてはいけません。

(ピアス，ネックレス，指輪 等)

- ③ やむを得ず制服での登校ができない場合は、生徒手帳の「連絡欄」を利用して「異装の届出」をし、担任・担当の許可を受けてください。

2 登校・下校について

- (1) 始業の予鈴（8：25）までに登校すること。
- (2) 登校後は授業終了まで許可なく校外に出てはならない。
- (3) 外出または早退を必要とするときには学級担任に申し出て許可を受けること。
- (4) 下校時刻は17時30分、延長活動の場合は原則18時30分完全下校とする。
- (5) 平日の下校時刻以降の居残り、及び休業日の登校については、あらかじめ学級担任またはクラブ顧問を通じて生活指導部に願い出て許可を受けた上、先生の指導がある場合に限り認められる。
- (6) 登下校においては、交通ルールやマナーを守り、交通安全に努めること。
- (7) 自動車・バイク等による通学は認めない。
- (8) 自転車通学をするものは、生活指導部に届け出て、許可を得ること。指定のシールを利用する自転車に貼ること。特に、法令で禁止されている「自転車の二人乗り」、自転車走行時の「携帯電話等の使用」や「傘さし」による片手運転をしないこと。

3 校内における生活と活動について

学校の生活はすべて授業である。教科以外の教育活動において秩序を守り、整然と行わなければならない。規律の中にあっても自主性を伸長し、活発な活動を展開するところに高校生活の意義がある。次にあげるような事項は、生活指導部を通じて校長の

承認を必要とする。

- (1) 校内における団体の結成
- (2) 校内における集会
- (3) 休業中の登校
- (4) 校内掲示，配布物，署名

B 一般的留意事項

ここに示した以外でも社会人，とりわけ高校生として健全な常識にたって，毎日の生活に充分配慮をして行動することが望ましい。

1 校外における生活と活動について

校外における私的活動においても都立東村山高等学校生徒としての品位を重んじ，危険をさけるように留意すること。

なお，次の事項については関係職員に届け出て指導を受けること。

- (1) 校外における集会 (生活指導部)
- (2) 校外における署名，金品の募集 (生活指導部)
- (3) 校外団体への加入や行事への参加 (生活指導部)
- (4) 出版・新聞・雑誌等の発行 (生活指導部)
- (5) 旅行・登山・水泳等の計画

(学級担任・生活指導)

- (6) アルバイト (学級担任・生活指導)

2 その他留意すべき事項

- (1) 喫煙，飲酒，薬物乱用等は絶対にしないこと。
- (2) 学習上，不必要な娯楽品及び多額な金銭は持参しないこと。貴重品の管理等は各自徹底すること。
- (3) 校内及び敷地内において許可なく火気を使用する事を禁ずる。
- (4) 所持品はすべて質素にし，整理整頓に心がけ，

必ず学年，氏名を明記すること。

- (5) 刃物等危険なものの持参は厳禁とする。
- (6) いかなる理由でも暴力を行使しないこと。
- (7) 高校生として好ましくない遊技場，飲食店等に出入りしないこと。
- (8) 校内においては，外来者に対しても会釈など礼儀正しく接し，親切に対応すること。
- (9) 校外での行動については，保護者とよく相談して行先，内容，同行者，帰宅時間等をあらかじめ知らせておくこと。

C その他

1 その他の届出書

- (1) 住所・氏名・保護者・保証人の変更届
(学級担任を経由して経営企画室へ)
- (2) 遅刻・早退・欠席・欠課・忌引・外出等の届
(生徒手帳に記入，捺印して学級担任へ)
- (3) 1週間以上にわたる欠席の場合
(医師の診断書を添えて学級担任へ)
- (4) 公共物を破損した場合
(学級担任を経て生活指導部へ)
- (5) 活動届
(クラブ顧問を経て生活指導部へ)
- (6) 拾得物・遺失物 等届
(学級担任及び生活指導部へ)
- (7) 感染症（インフルエンザ等）の出席停止届
(学級担任を経由して養護教諭へ)

2 証明書発行

- (1) 在学証明，成績証明等の発行申請
(経営企画室へ)

(2) 生徒手帳を紛失した場合
(生活指導部へ)

3 忌引

忌引の際は担任に申し出て忌引届を提出すること。

* 忌引日数

父母	7日
祖父母・兄弟・伯叔父母	3日
その他同居の親族	1日
父母の祭祠を行う日	1日